

名古屋市農業委員会 令和4年第10回総会 議 事 録

- 開催日時 令和4年10月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時35分
- 開催場所 名古屋市役所東庁舎 5階 大会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	11 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第66号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第67号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第68号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第69号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第70号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第71号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第72号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和4年第10回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

		2番	成田秋義 委員
		4番	近藤正俊 委員
5番	坂野文明 委員	6番	石田正彦 委員
		8番	箕浦基伸 委員
9番	布目巳佐子 委員		
11番	横井昭男 委員	12番	岩田公雄 委員
		14番	野間利和 委員
15番	安井勝春 委員	16番	横井庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（5名）

21番	大島誠 委員	22番	伊藤正幸 委員
		24番	横井愼一 委員
25番	木村正男 委員		
27番	服部勇夫 委員		

令和 4 年第 10 回総会（令和 4 年 10 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年第 10 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 4 年第 10 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、通常は西庁舎 12 階でございますが、今日は東庁舎の 5 階の会議室ということになってご足労でございます、ありがとうございました。 それでは、本日の議案といたしまして、第 66 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 72 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 5 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、布目已佐子委員及び阪野文明委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 66 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-6 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、10 月 5 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人の 3 名が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区天目町の 1 筆は畑で、柿が作付けされていきました。

なお、譲受人の農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いま

	すので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 66 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 66 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 67 号議案、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-4 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、10 月 4 日に調査した結果を報告します。 転用の内容は、譲受人は申請地近隣において運送業を営んでおり、規模拡大に伴い敷地が手狭になり、申請地及び隣接する宅地と一体利用し、資材置場及び駐車場を確保するため、申請に及んだものです。 申請に係る農地、港区西福田一丁目の 1 筆は、農地区分が 3 種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の現況は耕作準備中でした。その周囲の状況は、東側、西側及び南側は宅地、北側は道路となっています。

また、譲受人は、資金調達に必要な資力・信用がある事や、住宅都市局開発審査係にも事前に相談済みであり、海東土地改良区の意見書もあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。また、周辺農地への被害防除には配慮するとのことです。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 67 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 67 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 68 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 及び 3-2 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-1 及び 3-2 の農地につきまして、10 月 6 日に担当委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-1 の申請内容は、分家住宅を建設する目的で、農地区分が白地の第 3 種農地に使用貸借権を設定するものです。

借受人は現在、名古屋市港区の賃貸住宅に家族 3 人で居住していますが、今後 2 人目の子どもを予定しており、現在の住まいでは手狭になることから、自己住宅の建築を考えるようになりました。借受人夫妻は土地を所有していないため困っていたところ、貸付人である父の所有地を紹介されるに至り、今回の申請に至りました。

申請地の中川区水里三丁目の 1 筆の畑は、イチゴ、キャベツ、白菜が作付けされており、良好に管理されていました。

周辺の状況は、東側及び南側は道路、北側は宅地、西側は北側宅地への通路に接しており、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。

また、富田町土地改良区の意見書があることや、借受人に資金調達の見込みがあること、開発許可の手続きも進められていることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

続きまして、受付番号 3-2 ですが、こちらも申請内容は、分家住宅を建設する目的で、農地区分が白地の第 3 種農地に使用貸借権を設定するものです。

なお、申請地は従前農用地区域でしたが、今年の 3 月総会にて、農用地からの除外についての意見聴取を行い、差し支えないとのご意見をいただいた箇所になります。

借受人は義父が所有する現住所地に妻と子、家族 5 人で居住しておりますが、このたび義父の兄が現住所地に帰ってくることとなり、継続して住むことができなくなったことから自己住宅の建築を考えました。

土地の選定にあたっては、借受人が現在管理している農地を耕作しやすい場所で土地を探してきましたが、適地が見つからず、義父に相談した結果、義父の所有地を紹介されるに至ったものです。

申請地の中川区水里三丁目の1筆の田は、水稻が現在作付けされており、良好に管理されておりました。

周辺の状況は、北側及び西側は道路、東側は田、南側は宅地に接しておりますが、周辺農地への被害の防除には配慮することです。

また、富田町土地改良区の意見書があることや、借受人に資金調達の見込みがあること、開発許可の手続きも進められていることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、3-1、3-2ともに、許可することに問題はないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第68号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第68号議案の案件は許可することといたします。

次に、第69号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の

	証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。 受付番号 2-8 から 2-10 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	受付番号 2-8 から 2-10 の農地について、10 月 4 日と 5 日に、それぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-8 は田で、水稻が作付けされていました。申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 受付番号 2-9 は田で、休耕中でした。申請者の弟がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 受付番号 2-10 は田と畑で、田は、2 筆のうち 1 筆が休耕中、1 筆は水稻が作付けされていました。畑は、2 筆のうち 1 筆が、枝豆、ミカン、1 筆はとうがんが作付けされていました。申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 69 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 69 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 70 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-22 及び 1-23 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-22 及び 1-23 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、10 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-22、緑区久方三丁目の 1 筆には、梅や柿が栽培されていました。 受付番号 1-23、緑区大清水四丁目の 2 筆、及び、大清水四丁目の 3 筆、並びに、大清水五丁目の 2 筆は、それぞれが一団の畑となっており、ブドウが栽培されていました。 いずれも、果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-16 から 2-19 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山農政課長	受付番号 2-16 から 2-19 について、10 月 4 日と 5 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-16 は 2 筆とも畑で、ミカン、柿等が作付けされていました。

受付番号 2-17 は、上志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されています。現在は作止め中ですが、区画整理前までは願出者が農業経営を行っていることを確認いたしました。

受付番号 2-18 は田で、水稻が作付けされていました。

受付番号 2-19 は、4 筆が田で、水稻が作付けされていました。稲上町の 2 筆の畑は、ミカン、宿跡町の 3 筆の畑は、サツマイモ、梅、ミカン、東宿町の 1 筆の畑は葉ボタンが、それぞれ作付けされていました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-10 及び 3-11 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

受付番号 3-10 及び 3-11 の農地につきまして、10 月 5 日と 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-10 の中川区中野本町 2 丁目の 1 筆の畑には、イチジク、ミカンなどの果樹が作付けされており良好に管理されていました。

受付番号 3-11 の中川区江松四丁目の 2 筆の田には、水稻が、同三丁目の 1 筆の畑には、シュンギク、トウモロコシが、同四丁目の 1 筆の畑には、シュンギクが作付けされており、良好に管理されていました。

	以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 70 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 70 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 71 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-8 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-8 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、10 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 願い出の、天白区相川二丁目始め 3 筆は、亡くなられた被相続人の妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。 申請の天白区相川二丁目の 2 筆には、サトイモなどが、天白町大字野並字北沢の 1 筆には、ミカンなどのかんきつ類が、それぞれ栽培され、いずれも良好に管理されていました。 また、自ら耕作されていることを確認しました。これまでも

	農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。 以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 71 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 71 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 72 号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議を行います。 こちらは、中川区福島地区、港区南陽地区における令和 5 年産米に向けた農地中間管理事業による農地の貸し借り及び中川区富永地区の遊休農地である畑を農地中間管理事業により貸し借りする案件です。 議案の 10 ページをご覧ください。配付資料の①から④についても、合わせてご覧ください。 それでは、第 72 号議案について、事務局より説明をお願いします。
主査	本件は農地中間管理事業による利用権設定を行うものです。 今回は 3 件ございまして、既に人・農地プランが作成され、

農地中間管理事業が実施されている中川区福島地域、港区南陽地域におきまして、令和5年産米に向けた農地中間管理機構への貸出申込がありました。また、中川区富永地域で遊休農地に認定された畑につきまして、出し手と受け手で条件調整ができましたので、それぞれにつきまして、農用地利用集積計画を作成するものです。

配付資料①をご覧ください。

農地中間管理事業について、簡単にご説明させていただきます。図にありますように、農地の貸出を希望する「出し手」から、農地中間管理機構が農地を借り受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、「受け手」に貸し付けるという制度です。

資料裏面をご覧ください。

次に、農地中間管理事業の流れについてご説明いたします。手続きとしましては、名古屋市が「農用地利用集積計画」の案を作成し、農業委員会での審査、決定を経て、計画を定めることとなっています。この計画によりまして、出し手から、農地中間管理機構が農地を借り受け、それを受け手に貸し付けるという形になります。今回は、3つの地域で計画を定めます。

10 ページをご覧ください。【7 号】

1 件目でございますが、中川区福島地域におきまして、新たに1筆、426 平米の農地の利用権設定を予定しており、受け手は、人・農地プランで中心経営体に位置付けられているおります。

11 ページをご覧ください。【8 号】

2 件目でございますが、中川区富永地域におきまして、1 筆、444 平米の農地の利用権設定を予定しており、受け手は、農地中間管理機構に借受希望者として登録されております。こちらにつきましては、遊休農地となっておりますが、農地所有者から貸し出しの意向が示されたことにより計画作成に至ったも

のです。

12 ページをご覧ください。【9 号】

3 件目でございますが、港区南陽地域におきまして、新たに 68 筆、53,553 平米の農地の利用権設定を予定しており、受け手は、人・農地プランで中心経営体に位置付けられております。

配付資料②をご覧ください。

第 72 号議案につきまして、計画毎に審議のポイントをまとめてございます。

ご覧のとおり、農地中間管理事業による利用権設定に際しましては、農業経営基盤強化促進法に基づき、基本構想に適合すること、及び、所有者等の同意が得られているという要件をそれぞれ満たす必要があります。今回の議案では、3 件ともすべての項目につきまして、必要な要件を満たしておりますことをご確認いただければと存じます。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それではここで、第 72 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。9 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

	理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。 それでは、第 72 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 72 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 4 年 9 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 10 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 25 件 続いて、11 ページから 19 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 25 件 続いて、20 ページから 49 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 88 件 続いて、50 ページから 51 ページにかけまして、同じく、農

地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、52 ページですが、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 2 件

続いて、53 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 2 件

続いて、54 ページですが、現況証明願についてが 1 件

続いて、55 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

続いて、56 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

その他の連絡事項でございます。

研修資料の配布についてです。9 月 13 日に行われました令和 4 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修の資料について、当日参加された委員さんを除きまして資料を配付しておりますので、お持ち帰り下さい。

内容について一部お伝えしますと、農業経営基盤強化促進法の改正が行われまして、人・農地プランが法定化され、市が地域計画として策定することとされております。

施行日である令和 5 年 4 月 1 日から 2 年以内で策定しなければならず、農業委員会は市と協議することとされております。また農業委員会は担い手、所有者の利用意向を把握して、目標地図を策定するとされております。この件は、また来月以降改めてお伝えいたします。

その他、活動記録の見直し等についても記載されております。また、研修会では岩田会長から名古屋市中川区供米田地区における人・農地プランの実質化からの取り組みについて講演されました。資料に沿って地域の話し合いから、人・農地プランの策定までをご説明いただきました。

連絡事項は以上でございます。

議長（会長） その他、何かありますでしょうか。

横井（慎）委員 第 67 号なんですけど、港区の西福田一丁目の 1 筆が 179.00 平米なんですけど、計が 179.92 平米になってるんですけど、これはどういう件でしょうね。ちょっと、お聞きします。

農政係長 大変失礼いたしました。面積としましては 179.92 が正しゅうございまして、179.00 が記載の誤りでございます。179.92 でございます。大変失礼いたしました。

議長（会長） 横井さん、よろしいですか。ミスでしたね。事務局のミスでした。どうもすいませんでした。大事な指摘ありがとうございました。

農政係長 失礼いたしました。議案上、どの議案も同様でございますが、小数の部分を切って記載をするのが正しゅうございまして、大変失礼いたしました。

	179.00 に議案上はすべきでございましたが、こちらを小数点も含めて記載しておりまして、議案上は 179.00 と記載すべきでございました。大変失礼いたしました。
議長（会長）	わかった？もうちょっと説明してやって。次のページの 68 号議案の 3-1 の水里の話だけど、それと比較して説明してみても。
農政係長	議案も見ていただきましたら同様でございますが、議案の表記上は小数点を 00 として通常表記させていただいております。こちらの 92 の部分につきまして、本来でしたら議案に載せないこととなっておりますが、議案に誤って載せてしまったという次第でございます。
議長（会長）	間違ったのは 2 ページの 67 号議案の 4-4 のところで、面積 179.00 平米ってある。そこは議案書に書く時は正解で、その下の畑 1 筆 179.92。計 1 筆 179.92 平米って。議案書に書く時にこっちが間違ってたってことね。
農政課長	失礼いたしました。今会長がおっしゃったとおり、上段の面積のすぐ下の 179.00 でこれが正しゅうございます。その下の畑 179.92 が誤ってしまして、ここが本来であれば、議案としてご提出する際は 179.00 と表記するべきところを、そのままの数字を記載してしまったということでございますので、改めて訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。
議長（会長）	ありがとうございました。いいですね。その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。 他にないようです。それでは、以上をもちまして、令和 4 年第 10 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後 2 時 35 分）